

内部仕分け調書

財務部

整理 番号	予算事項名	根拠 法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	債権回収対策費	あり	4.0	0.0	0.0	市税以外の債権における適切な債権管理体制の構築および未収金対策を促進する。	市民負担の公平性・公正性の確保と健全な財政基盤の構築に向けた全庁的な徴収業務の強化を図るため必要不可欠である。	市税以外の債権について、債権所管部局に対し滞納整理におけるノウハウの提供や助言・指導を行ってきた。 また、平成23年度までは重点3債権(国保, 介護, 保育)について、所管部局と共同で差押等の滞納処分を行ってきたが、平成24年度からは処理案件の拡大を図るため、後期高齢を含めた重点4債権について高額滞納案件を主として対策室へ移管し、積極的な未収金対策を進めている。	平成23年度実績 ○公債権(自力執行権あり) ・差押 99件 配当額 16,168千円 ○私債権(自力執行権なし) ・奨学金貸付金 支払督促 6件 ・母子寡婦福祉資金貸付金 支払督促 1件 平成24年度実績(4月～6月) ○重点4債権合計 差押 30件 配当額 2,728千円 自主納付 18,452千円	721	見直し
2	土地境界測量委託費(土地管理所要経費)	あり	0.2	0.0	0.0	市有地の売却や貸付け等に伴う境界確定および分筆等をする。	売却の際は、支障物件の確認や購入者とのトラブルを回避するため、事前に、土地の境界確定や分筆等をする必要があるため、測量業務を行っている。	専門の民間業者に測量業務を委託する。 (委託発注するための現地確認, 設計書作成, 発注等の業務)	不要となった市有地の売却によって、土地の有効活用とともに財源の確保が図られている。 (土地の売却収入は、財政調整基金や減債基金等に積み立てし、翌年度以降の財源に充てられる。) 平成23年度売払実績(建物含む)286, 829千円	3,324	現行どおり
3	軽自動車税申告事務負担金	あり	0.0	0.0	0.0	軽自動車等の登録申請の窓口で軽自動車税に係る申告書を同時に受け付け、申告漏れの防止や、納税義務者の利便性の向上を図る。	軽自動車税に係る申告受付事務について、管内の市町が共同で外部委託化し事務の効率化を図るとともに、納税義務者の利便性を確保する必要がある。	渡島・檜山管内の全市町が加盟して「南北海道軽自動車税申告事務協議会」を設立 次の業務を軽自動車協会および自家用自動車協会に事務を委託 (1) 申告書の受付, 仕分けおよび送付 (2) 市町からの照会に対する調査および回答 (3) 申告書用紙の作製 各市町は負担金(均等割12,000円+申告処理台数割)を支出	軽自動車税の課税対象車両のうち、軽自動車と二輪の小型自動車に係る申告受付件数は全体の94.4%(H.23年度)であることから、ほとんどの申告書が協議会を通じて外部委託されている。 管内の市町が共同処理の形態をとることで、事務執行体制や経費などの面において効率化を実現している。 納税義務者にワンストップサービスを提供できている。	1,081	現行どおり
4	口座振替事務費	あり	0.5	0.0	0.0	納税者の利便性に供するとともに、市税の安定的な収納および収納事務の効率化を図る。	納期内納付の向上を図るため、納付機会の多様化、利便性の拡大を図る必要がある。	口座振替を希望する納税者からの依頼により、指定口座から市税を振替する。 金融機関等への振替依頼は、磁気テープ(納税者の選択により各納期の末日および1期の末日に一括振替)によるものと、紙での依頼(任意の指定日に振替)のものがある。 口座振替依頼書を市道民税、固定資産税の納税通知書に綴っている。また、市内の金融機関にも依頼書を配置している。	納税者の利便性の向上、市税の安定的な収納および収納事務の効率化に寄与している。	4,889	現行どおり